

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成の主体の名称

大阪府

2 構造改革特別区域の名称

大阪府サービス管理責任者の資格要件弾力化特区

3 構造改革特別区域の範囲

大阪府の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 大阪府の概況

大阪府の推計人口（平成 21 年 10 月 1 日現在）は 8,840,372 人であり、そのうち障がい者手帳を所持する者は平成 21 年度末時点で約 47 万人で、府内の人口の約 5.4% を占め、その割合は高まる傾向にある。

障がい者の福祉サービスは、障害者自立支援法に基づき、利用者が、居住する市町村が支給決定した範囲内で事業者と契約を締結し、サービスを利用する仕組みとなっているが、障がい者手帳所持者の増加などにより、府内市町村の支給決定者数は増加しており、支給決定者数の増加に見合うサービス供給量を確保することが必要となっている。

(2) 大阪府の障がい福祉施策の状況

大阪府は、障がい者が社会の一員として、障がいのない人と同等に生活し、活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の考え方方が広く府民に浸透し、定着することを基本におき、障がい者一人ひとりが決して孤独を感じることなく、人と人との間、すなわち社会とのつながりの中で自ら固有の役割を高めていけるよう、「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会」をつくり、すべての障がい者の地域での自立と社会参加の実現を基本理念とした「第 3 次大阪府障がい者計画（後期計画）」を平成 21 年 3 月に策定している。

計画において、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス事業等に移行する（新体系への移行）経過期間の終了時（平成 23 年度末）までに、平成 17 年 10 月現在の障がい者入所施設利用者（5,945 人）の 25%（1,486 人）が地域生活へ移行すること及び入所施設利用者数の 12%（714 人）の削減並びに平成 17 年度の入院中の精神障がい者 2,226 人のうち退院可能者を 1,908 人とすることを目標に掲げている。平成 21 年度末現在（平成 22 年 12 月末集計時点）では 1,037 人が地域生活へ移行し、その達成率は約 69.8% である。

目標達成に当たっては、障がい者の日常生活の場（グループホーム等居住系サービス及び日中活動系サービス）の確保や訪問系サービスの充実などが不可欠な状況にある。

(3) 大阪府の障がい福祉サービス事業の状況

障害者自立支援法の施行により、それまで障がい種別ごとに、個別の法律に基づいて設置された施設（旧法指定施設）は一元化が行われることとなり、それらの旧法指定施設は平成23年度末までに新体系へ移行することが課せられている。

旧法指定施設の新体系への移行促進策として障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業などを実施しているが、平成22年10月1日現在の新体系への移行率は60.9%（580施設中353施設。）となっており、旧法指定施設からは「現状のまま様子を見たい」という意見の他、職員配置基準を満たせない（サービス管理責任者の実務経験年数の要件を満たす職員の不在など）という意見が出されている。このため、平成23年度末までの新体系移行を実現するためには、サービス管理責任者の確保が課題の一つとなっている。

なお、旧法指定施設が障害者自立支援法に基づく事業所・施設へ移行できない場合は、障害者自立支援法に基づく指定を受けられないことから、平成24年度以降、事業所・施設は契約によるサービス提供ができなくなる。このため、その運営に大きな影響が出るだけでなく、障がい者にとっても選択できる障がい福祉サービス事業所が減少する、契約による利用ができなくなるなどの影響が生じることとなる。

(4) 構造改革特別区域を申請する必要性

こうした状況を踏まえ、必要な障がい福祉サービスを確保し、利用者が求める障がい福祉サービスを提供するためには、障害者自立支援法に基づくサービス管理責任者を確保できる体制・制度づくりが必要となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

「第3次大阪府障がい者計画（後期計画）」に定める障がい者の地域移行の促進には地域での生活を支える障がい福祉サービスの充実や施設整備を図ることが必要であり、その方策としては以下のとおりと考える。

(1) 現行事業者等の維持・促進及び移行の支援

現行の障がい福祉サービスを提供している事業者・施設が継続して事業を実施できるように努める。旧法指定施設や小規模作業所など、既存の事業者・施設が引き続きサービスを提供できるよう、課題となっているサービス管理責任者の実務経験年数の要件を一定の条件の下に緩和し、新体系への移行を促進する。旧法指定施設から新体系への移行を促進し、障がい福祉サービスの供給量の維持・増加が図られると考えている。

(2) 新規事業者等の参入促進

障がい福祉サービス事業など介護関連産業は少子高齢化が進行する中で、ニーズが高く成長が期待される分野と考えられている。その需要を満たすサービス量を確保するためには事業者の新規参入を図ることが重要であり、特区計画の実現により、事業者の障がい福祉サービス分野への新規参入増や障がい福祉サービスの充実が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

「第3次大阪府障がい者計画（後期計画）」の理念の実現のため、計画に定める新体系への移行、地域生活への移行数の目標値の達成（平成17年10月現在の障がい者入所施設利用者（5,945人）の25%（1,486人）が地域生活へ移行すること及び入所施設利用者数の12%（714人）の削減並びに平成17年度の入院中の精神障がい者2,226人のうち退院可能者を1,908人とする）の実現を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的効果

障がい福祉サービス事業所等のサービス管理責任者の実務経験年数要件を緩和することにより、旧法指定施設や小規模作業所の新体系への移行が図られるとともに、新たに障がい福祉サービスを行う事業所の増加が見込まれる。これにより、次のような効果も期待できる。

（1）障がい福祉サービスの量的な充実

「第3次大阪府障がい者計画（後期計画）」に定める障がい福祉サービスの量的な確保の達成が図られることになる。これにより、障がい者が地域で自立した生活を送れるような環境整備が進むと考えられる。

（2）障がい福祉サービスの質の向上

障がい福祉サービス事業を行う事業者が増えることにより、必要なサービス提供を受けるにあたり、障がい者が事業者を選択することができる環境整備が進むと考えられる。

障がい福祉サービス事業者は、障がい者に選択されることから、事業運営やサービス提供のため必要な見直し・改善を行うと考えられる。

このように、障がい福祉サービス事業を行う事業所の増加は、障がい福祉サービスの質の向上につながると期待している。

（3）雇用機会の創出

障がい福祉サービス事業を行う事業者の増加は地域の雇用創出につながることから、地域社会、地域経済及び地域雇用への波及効果があると考えられる。

8 特定事業の名称

938 サービス管理責任者の資格要件弾力化事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) サービス管理責任者研修

サービス管理責任者研修は、障がい者自立支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者を養成するものである。

今後とも継続的に実施するとともに、その内容の充実を図り、着実にサービス管理責任者を養成していく。

(2) 相談支援従事者初任者研修

相談支援従事者の研修は、障がい者のニーズに基づく地域生活を実現するために必要なサービスの、総合的かつ適切な利用支援を行う相談支援従事者を養成するものである。このうち、初任者研修については、相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術の修得を目標としている。

障がい福祉サービス事業の従事者や障がい者支援施設等の従業者などで、この初任者研修を修了した者については、サービス管理責任者に就任するために必要となる実務経験年数が5年となる。

上記の研修と併せて継続的に実施していく、サービス管理責任者の確保を推進する。

参考資料

1 府内の人団及び障がい者手帳所持者数の推移

	H12	H17	H21
府人口（人）(A)	8,805,081	8,817,166	8,840,372
身体障がい者・療育・精神障がい 者保健福祉手帳所持者数計(人) (B)	328,640	412,930	473,986
比率 (B)÷(A)	3.73%	4.68%	5.36%

※府人口は「国勢調査(各年10月1日現在)」による。ただし、平成21年度、
の府人口は、府統計課「大阪府の推計人口」(平成21年10月1日現在)に
による。

※手帳所持者数は各年度末現在。

2 地域生活への移行

	人数(比率)
計画(平成23年度末)	1,486人
平成21年度末の実績	1,037人(69.8%)

※平成21年度末の実績数値は平成22年12月末集計時点。

3 旧法施設の新体系への移行状況

	移行率
全国平均(平成21年10月1日現在)	45.4% (3,163施設／6,968施設)
大阪府(平成22年10月1日現在)	60.9% (353施設／580施設)

※全国平均は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ

別紙

1 特定事業の名称

番号 938

名称 サービス管理責任者の資格要件弾力化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

大阪府内の事業所又は施設で障がい福祉サービスを行う又は行おうとする社会福祉法人、特定非営利活動法人などの事業者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

大阪府内で障がい福祉サービスの提供を行う事業者（基準該当事業者を含む）に限り、サービス管理責任者の実務経験年数の要件を次のように取扱う。

「指定障がい福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。）においてサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ緩和する。

5 当該規制の特例措置の内容

障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス事業等の指定等において、サービス管理責任者資格要件告示で定める要件を満たす者がない場合には、特例措置による基準を適用して要件の審査を行う。

6 関係市町村の意見

平成 23 年 1 月 24 日に府内 43 市町村に文書を送付し、意見を聴取した。

(1) 聽取した内容

大阪府が府下全域を構造改革特別区域として、サービス管理責任者の資格要件弾力化事業を実施することについて

(2) 意見の概要

回答のあった市町村は、すべて、府が府下全域を構造改革特別区域として、サービス管理責任者の資格要件弾力化事業を実施することに賛同する意見であった。賛同した理由及び実施に当たっての要望は以下のとおりである。

- ・新体系への移行が促進されるので実施してもらいたい。
- ・新規事業者の参入が容易になるなど、サービスの充実が期待できるので実施してもらいたい。
- ・新体系移行の促進や新規事業所の増加により障がい福祉サービスの充実が期待できると考える。
- ・実施に当たっては、サービス管理責任者研修等の充実を図り、サービス管理責任者の質の確保に努められたい。

(3) 意見に対する対応

サービス管理責任者研修等の充実を図り、サービス管理責任者の質の向上を図るよう努める。